

ラトビア
意匠法

2014年12月11日改正

2015年1月1日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条 本法において用いられる用語

第 2 条 本法の目的

第 3 条 意匠の分野における法律関係の規制

第 II 章 意匠の法的保護の前提条件

第 4 条 保護される意匠

第 5 条 新規の意匠

第 6 条 意匠の独自性

第 7 条 開示

第 8 条 意匠の法的保護の範囲

第 9 条 保護されない対象

第 III 章 意匠についての権利

第 10 条 意匠についての権利の所有者

第 11 条 意匠創作者の人格権

第 12 条 登録意匠所有者の排他権

第 13 条 排他権の制限

第 14 条 先使用权

第 IV 章 意匠登録手続

第 15 条 意匠登録出願

第 16 条 複合出願

第 17 条 出願日

第 18 条 意匠の優先権

第 19 条 公告の延期

第 20 条 出願の方式要件の確認

第 21 条 意匠登録の拒絶に関する決定

第 22 条 出願の取下、減縮及び補正

第 23 条 複合出願の分割

第 24 条 意匠登録に関する決定

第 25 条 意匠の登録、公告及び証明書の交付

第 26 条 審判請求の提出

第 27 条 審判請求手続

- 第 28 条 意匠登録に対する異議申立
- 第 29 条 審判請求及び異議申立の審理
- 第 30 条 登録の分割
- 第 31 条 意匠登録の有効期間及び登録更新
- 第 32 条 特定された期間の延長及び更新
- 第 33 条 国家意匠登録簿に含めるべき情報
- 第 34 条 出願及び登録簿に含まれる情報の公衆による閲覧
- 第 35 条 国家手数料

第 V 章 意匠登録の無効及び登録簿からの排除

- 第 36 条 意匠所有者の発意による意匠の登録簿からの抹消
- 第 37 条 意匠登録の無効の理由
- 第 38 条 意匠登録の全面的又は部分的無効
- 第 39 条 意匠登録の無効の結果
- 第 40 条 登録有効期間の満了後における意匠の登録簿からの抹消

第 VI 章 意匠の使用

- 第 41 条 意匠に関する所有権の本質
- 第 42 条 意匠の他人への移転
- 第 43 条 意匠のライセンス許諾契約
- 第 44 条 オープンライセンス

第 VII 章 意匠に関連する権利の保護

- 第 45 条 意匠創作者の人格権の保護
- 第 46 条 意匠についての権利の承認
- 第 47 条 警告標章
- 第 48 条 意匠の不法使用
- 第 48-1 条 損害及び精神的被害に関する補償の額の特定のための手続
- 第 49 条 紛争の管轄権
- 第 50 条 訴訟提起に関する期間

第 VIII 章 意匠の国際登録

- 第 51 条 国際登録出願及び登録に関連する手続
- 第 52 条 国際登録のラトビアにおける有効性

経過規定

欧州連合の指令についての参考情報

第 I 章 総則

第 1 条 本法において用いられる用語

本法において次の用語を用いる。

- 1) 意匠－製品の全部又は一部の外観であつて、製品又はその装飾、特に、線、輪郭、色彩、形状、質感又は材料の特徴から生じるもの
- 2) 製品－工業品又は手工芸品。特に、複合製品に組み合わせることが意図された部品、包装、外装、図式記号及び印刷書体を含む。コンピュータ・プログラム及び半導体製品の回路配置は、本法にいう製品ではない。
- 3) 複合製品－取替が可能な複数の部品(構成要素)から成る製品であつて、分解及び再組立が可能であるもの
- 4) 意匠創作者－自然人である意匠の創作者。その者の創作的活動の結果として意匠が創り出されている。意匠の創出に当たって技術的又はその他の性質の助力を提供したが創造的な貢献をしなかった者は、意匠創作者とはみなさない。
- 5) パリ条約－工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約(1967 年 7 月 14 日にストックホルムにおいて修正、1979 年 9 月 28 日に改正)
- 6) パリ同盟－パリ条約締約国の同盟
- 7) 国際意匠登録(国際登録)－工業意匠の国際登録に関する 1925 年 11 月 6 日のヘーグ協定のジュネーヴ法(ジュネーヴ、1999 年 7 月 2 日)又はラトビアに対して拘束力を有する国際意匠登録に関する他の国際協定に従って行われる意匠の登録
- 8) 国際事務局－世界知的所有権機関の国際事務局。国際意匠登録を行い、国際意匠登録簿を維持する。
- 9) 国際意匠分類(ロカルノ分類)－工業的意匠に関する国際分類を定める 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定により定められた分類

第 2 条 本法の目的

本法は、意匠の登録、使用及び保護の分野における法律関係を規制する。

第 3 条 意匠の分野における法律関係の規制

- (1) 意匠は、本法の規定に従う法的保護に加え又は本法の規定とは別に、著作権法の規定に適合する意匠作品としての保護を受けることができる。意匠の分野における法律関係は、他の法及び規則によっても規制される。
- (2) 意匠に関して本法に含まれる規制には、国際意匠登録、国際的に登録された意匠に関連する権利並びにこれらの有効性、使用及び保護が含まれる。ただし、国際意匠登録の規定に別段の規定がない場合に限る。
- (3) 何人も、欧州共同体域内の他の国において、その国の法令及び承認された国際協定に基づき、意匠を登録し、使用し、保護することができる。
- (4) ラトビアに対して拘束力を有する国際協定に本法の規範と異なる規定が含まれる場合は、当該国際協定の規定が適用される。

第 II 章 意匠の法的保護の前提条件

第 4 条 保護される意匠

(1) 意匠が新規であり、かつ、独自性を有する場合は、当該意匠(複合製品に適用され又は組み込まれたものを含む)に法的保護が付与される。

(2) 複合製品の構成部品(構成要素)である製品に適用され又は組み込まれた意匠は、次の 2 条件に適合する場合にのみ新規であり、かつ、独自性を有するとみなされる。

1) 複合製品の通常の使用の際に、すなわち現実の使用者(消費者)が使用している際に、複合製品に組み込まれた部品(構成要素)を視認することができること。製品の技術的保守及び修理は、通常の使用とはみなされない。及び

2) 当該部品(構成要素)の視認することができる特徴が新規性及び独自性の要件に適合すること

第 5 条 新規の意匠

(1) ある意匠の登録出願の提出日(出願日)又は優先日(優先権が主張されている場合)(以下「優先日」)前に、当該意匠と同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合は、当該意匠は新規である(新規性)。

(2) 複数の意匠の特徴が重要でない細部についてのみ異なる場合も、これらの意匠は同一であるとみなされる。

第 6 条 意匠の独自性

(1) 意匠は、それが情報に通じた使用者に与える全般的印象が、保護請求の対象である意匠の登録出願日又は優先日前に公衆に開示されている他の意匠が当該使用者に与える全般的印象と異なる場合は、独自性を有するとみなされる。

(2) 意匠の独自性を評価するに当たり、意匠創作者が当該意匠を作り出す際に当該製品の内容及び工業又は手工芸の分野の特色に依拠した程度が考慮に入れられる。

第 7 条 開示

(1) 意匠は、登録に関係して公告され、博覧会に展示され、商業活動において使用され又は他の態様で公衆の利用に供された場合は、公衆に開示されたとみなされる。

(2) 意匠は、(1)にいう活動(登録に係る公告を除く)が、通常の成り行きでは欧州共同体で活動する関連分野の専門家の知るところとなる筈がなかった場合は、公衆に開示されたとみなされない。

(3) 意匠は、明示的又は黙示的な秘密保全の条件の下に第三者に開示された場合は、公衆に開示されたとみなされない。

(4) 意匠が意匠創作者自身により若しくはその権原承継人により開示され又は第三者が意匠創作者若しくはその権原承継人から直接若しくは間接に取得した関係情報を用いることにより開示された場合において、当該開示が登録出願日又は優先日に先立つ 12 月の期間内に行われたときは、意匠の公衆への開示は、当該意匠の新規性及び独自性を何ら害わない。この規定は、意匠が意匠創作者又はその権原承継人の権利を故意に無視して公衆に知らされた場合にも適用される。

第8条 意匠の法的保護の範囲

(1) 登録意匠の法的保護の範囲には、情報に通じた使用者に異なる全般的印象を与えない意匠(製品の全部又は一部の外観)を含める。

(2) 意匠の法的保護の範囲は、登録及び公告に含まれる表示において視認することができる意匠の特徴に基づいて査定され、本法に従う法的保護は、その特徴に対して適用される。表示とともに見本が意匠登録出願に添付されている場合は、見本の特徴も考慮に入れられる。ただし、当該特徴が表示と矛盾しない場合に限る。

(3) 意匠の法的保護の範囲を査定するに当たり、意匠創作者が当該意匠を創り出すに際して当該製品の内容及び製造業又は工芸の分野の特性に依拠した程度が考慮に入れられる。

(4) 意匠の法的保護の範囲は、当該意匠を適用し又は組み込むことが意図されている製品の指定、国際意匠分類(ロカルノ分類)の分類番号及び当該意匠の説明(意匠登録出願に添付されている場合)により影響を受けない。

第9条 保護されない対象

(1) 公序良俗に抵触する製品の外観には、法的保護が付与されない。

(2) 製品の技術的機能によってのみ決定付けられる製品の外観の特徴には、法的保護が付与されない。

(3) 意匠が組み込まれ又は適用された製品を物理的に他の製品に接続し、他の製品の中に配置し、他の製品の周り又は脇に配置することにより、双方の製品が本来の機能を果たせるようにするために厳密な形及び寸法で再現しなければならない製品の外観の特徴には、法的保護が付与されない。

(4) (3)の規定に拘らず、モジュラーシステム内で互換可能な製品の複数の組立又は接続を可能にする意匠には、保護が付与される。ただし、当該意匠が第5条及び第6条の要件に適合する場合に限る。

第 III 章 意匠についての権利

第 10 条 意匠についての権利の所有者

- (1) 意匠創作者又はその権原承継人は、意匠についての権利を有する。
- (2) 2 以上の者が共同で意匠を創作した場合は、意匠についての権利は、それらの者すべてに共同で属する。2 以上の者が共同で創作した意匠には、動産の共同所有権に関する民法の規定を適用する。共同所有者の何れかが意匠についての自己の不分割持分を譲渡する場合は、他の共同所有者は、民法第 1073 条に基づく先買権(又は優先買取権)を有する。
- (3) 意匠創作者は、使用者との契約により別段の定めがなされていない限り、職務の遂行において創作された意匠についての権利を有する。

第 11 条 意匠創作者の人格権

意匠創作者は、何れが出願人又は意匠所有者であるかに拘らず、次のものについて、譲渡することができない人格権を有する。

- 1) 創作者権—関係意匠の創作者として認められる権利
- 2) 名称権—意匠登録出願及び意匠登録に関するすべての書類、登録簿並びに公告において自己の名称を言及される権利又は当該権利を拒絶して自己の名称が言及されないよう請求する権利

第 12 条 登録意匠所有者の排他権

- (1) 意匠についての排他権は、ラトビア共和国特許庁(以下「特許庁」)への意匠登録又はラトビアに適用される国際意匠登録の規定に基づいて行われる登録により確保することができる。国家意匠登録簿に自己の名称で意匠が登録された者は、当該意匠の所有者(権原のある所有者)とみなす。
- (2) 意匠の所有者は、当該意匠を使用し、他人によるその使用を禁じる排他権を有する。意匠の使用とは、特に、当該意匠が適用され又は組み込まれた製品の製造並びに当該製品の販売の申出、輸入、輸出、使用、市場での他の種類の頒布及びこれらの目的での保管をいう。
- (3) 意匠の所有者の権利は、登録された意匠が特許庁又は国際登録の公報に公告された日から全範囲で効力を生じる。

第 13 条 排他権の制限

- (1) 次に関しては、排他権を行使することができない。
 - 1) 個人的な必要のため、非営利目的で行われる活動
 - 2) 実験目的で行われる活動
 - 3) 引用又は教授を行う目的で行われる意匠の複製。ただし、このような複製が公正な取引慣行に適合し、かつ、意匠の通常の使用を不当に害さないこと及び出所に言及していることを条件とする。
 - 4) 第 14 条(2)に定める場合
- (2) 次に関しては、排他権を行使することができない。
 - 1) 他国において登録されている船舶及び航空機であって一時的にラトビア共和国の領域内に存在するものの設備及び装備品

- 2) 1)にいう輸送手段を修理する目的でのラトビアへの予備部品及び付属品の輸入
 - 3) 1)にいう輸送手段の修理
- (3) 次の条件の何れかが存在する場合は、意匠を使用する者に排他権を適用することはできない。
- 1) 意匠が適用され又は組み込まれている製品が複合製品の部品(構成要素)であること
 - 2) 意匠が複合製品の外観に依存(従属)していること、又は
 - 3) 意匠使用の目的が、複合製品の元の外観を回復するために当該複合製品を修理することにあること
- (4) 保護意匠の法的保護の範囲に含まれる意匠が適用され又は組み込まれている製品を用いる活動には、排他権は適用されない。ただし、このことは、当該製品が、保護意匠の所有者自身又はその同意を得た他人により、欧州経済地域の市場に出されている場合に限る。

第14条 先使用权

- (1) 先使用权は、ある意匠の登録出願日又は優先日前に、ラトビアにおいて当該保護意匠の法的保護の範囲内に含まれているがそれを模倣したものではない意匠(製品又はその一部の外観)を善意で使用し始めた者又は当該使用のために必要である真摯かつ有効な準備活動を行った者が保持する。
- (2) 先使用权により、(1)にいう者は、意匠の登録出願日又は優先日前に当該意匠の使用を開始した目的又は真摯かつ有効な準備活動を行った目的で、当該意匠を使用することが認められる。
- (3) 先使用权には、意匠使用に関するライセンスを他人に付与する権利は含まれない。
- (4) 先使用权は、意匠の使用が始められた又は前記の準備活動が行われた事業又はその一部とともにするときのみ他人に移転することができる。

第 IV 章 意匠登録手続

第 15 条 意匠登録出願

(1) ラトビアにおいて意匠を登録することを希望する者は、意匠登録出願(以下「出願」)を特許庁にしなければならない。

(2) 出願は、次の事項を含まなければならない。

- 1) 意匠の登録の願書
- 2) 出願人の人定を可能にする情報
- 3) 意匠の特徴の明確かつ完全な概念を示す表示
- 4) 意匠を適用し又は組み込むことが意図されている製品の指定
- 5) 意匠創作者の人定を可能にする情報
- 6) 出願人の代理人に関する情報及び出願が代理人の仲介で提出される場合は、代理人に対する委任状
- 7) 国家出願手数料の納付に関する書類

(3) 出願には、次の事項を含めることができる。

- 1) 国際意匠分類(ロカルノ分類)の分類番号(出願人が承知している場合)
- 2) 意匠の簡潔な説明
- 3) 見本
- 4) 意匠の優先権を認めるべき旨の請求及びこれを証明する書類
- 5) 意匠の公告を延期するべき旨の請求

(4) 対象となる製品の指定を含む出願は、ラトビア語により行うものとし、意匠登録手続に関するすべての書類作成及び通信もラトビア語で行うものとする。外国語による書類は、所定の手続に基づいて承認されたラトビア語への翻訳文を添付した上で提出することができる。

(5) 意匠創作者の人定を可能にする情報を意匠登録簿に記入する場合は、意匠創作者の名称の代わりに意匠創作者のグループの名称を用いることができる。意匠創作者がその名称を言及される権利を放棄し又は言及されないよう求めた場合は、出願人は、関連する陳述書を提示する。意匠出願人は、当該陳述書の真実性について責任を有する。

(6) 表示中で視認することができる意匠の特徴は、意匠の説明中で図解することができる。その場合は、説明が意匠の法的保護の範囲に影響を及ぼさないよう考慮する(第 8 条(4))。

(7) 見本は、2次元の意匠に関してのみ提出することができる。

(8) 出願は、意匠出願人又は同人により委任された代理人が署名する。意匠出願人は、法的効力を生じた裁判所の判決に基づき逆のことが認められない限り、権原のある出願人とみなされる。

(8-1) 特許庁ウェブサイトに掲載の形式でオンラインにより意匠出願する場合、出願人は、地方自治体公証サービスのウェブサイト(www.latvi.ja.lv)を使って個人認証しなければならない。

(9) 外国出願人は、代理に関する特許法の規定に従い、専門特許代理人(意匠代理人)の仲介によってのみ、出願をし、通信を行い、また、特許庁及び特許庁審判部(以下「審判部」)におけるすべての更なる手続を行わなければならない。

第 16 条 複合出願

(1) 1 の出願に複数の意匠を登録すべき旨の請求を含めることができる(複合出願)。1 の出願に含まれる複数の意匠を適用し又は組み込むことが意図されているすべての製品(出願に含まれる意匠が装飾的性格のものである場合を除く)は、国際意匠分類(ロカルノ分類)の同一の類に属さなければならない。

(2) 複合出願を行うに当たり、出願人は、意匠の数を明記する。出願に含まれる追加の各意匠について追加手数料を納付しなければならない。

第 17 条 出願日

第 15 条(2)1)、2)及び3)にいう構成要素を含む出願であつて、1 月以内に国家手数料(追加手数料)の納付を証明する書類が添付されているものを、特許庁において受領した日が出願の日(出願日)とみなされる。

第 18 条 意匠の優先権

(1) パリ同盟の加盟国又はラトビアが優先権の承認に関して協定を締結している他の国若しくは複数の国の連合に対し、所定の手続に基づいて意匠出願を行った者又は当該人の権原承継人は、同一の意匠に関する出願をラトビアにおいて行うときに、最初の出願の出願日から 6 月の期間につき、優先権(条約による優先権)を有する。

(2) (1)に定める 6 月の優先期間は、意匠出願が、実用新案保護に関する規定(パリ条約第 4 条 A 及び E(1))に基づいて行われたのと同じの意匠に係る出願を基礎として行われる場合にも適用される。

(3) ある意匠に関する先の出願が取り下げられ、放棄され又は拒絶され、更には公開されず、当該先の出願に基づいて何らの権利も付与されておらず、当該先の出願が未だ優先権主張の基礎となっていない場合において、その意匠に関して同一国において行われた出願は、優先権の決定の目的で最初の出願とみなされる。この場合は、当該優先権主張は、爾後、当該先の出願を基礎としなくともよい。

(4) 最初の出願の優先権を利用することを希望する出願人は、当該主張を後の出願と同時に提示するものとし、その時点で判明している場合は、最初の出願の日、最初の出願を行った国(地域意匠登録機関)及び出願番号を明示する。最初の出願の写しであつて、原本と一致していることが当該出願を承認した機関により認証されているものを、後の出願の出願日から 3 月以内に提出する。

(5) パリ条約第 11 条に規定する国際博覧会に、当該意匠が適用され又は組み込まれている製品を展示した出願人は、当該製品が博覧会に展示された最初の日から優先権(博覧会優先権)を主張することができる。ただし、言及された日から 6 月以内に意匠出願が行われていることを条件とする。

(6) (5)にいう優先権(博覧会優先権)を利用することを希望する出願人は、当該主張を出願と同時に提示するものとし、その際、当該製品の最初の展示日及び当該博覧会を明示する。優先権を証明する、すなわち博覧会において展示された物及びその最初の展示日を証明する書類であつて、博覧会の管轄機関により発行されたものを、出願日から 3 月以内に提出する。

(7) 博覧会優先権は、(1)にいう期間を延長するものではない。

(8) 意匠優先権(優先権)は、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 14 条、第 19 条(1)及び第 37 条(1)4)

に明示される場合において、出願日の代わりに優先日が考慮されるよう、明確にされなければならない。

第 19 条 公告の延期

(1) 出願人は、出願日又は優先日から起算して 30 月を超えない期間意匠の公告を延期するよう請求することができる。当該請求は、特許庁が意匠登録に関して決定を下し、登録及び公告に関する国家手数料を納付するよう出願人に求める前に、出願に含め又はこれに添付することができる。特許庁は、所定の国家手数料が納付されていることを条件として、意匠公告を延期するべき旨の請求を考慮に入れる。

(2) 出願人は、公告の延期に関する請求を取り下げること又は公告の延期期間を短縮するよう求めることができる。意匠登録に関する決定が下され、かつ、公告が延期されている期間内に、出願人が意匠の登録及び公告に関する国家手数料を全額納付した場合は、公告を延期するべき旨の請求は、取り下げられたものとみなされ、特許庁は、登録及び公告のために、遅滞なく意匠の表示及び意匠に関する情報を準備する。

(3) 複合出願の場合は、意匠の公告を延期するべき旨の請求又は当該請求の取下の対象は、出願に含まれる意匠すべてとする。複合出願に含まれるすべての意匠について、同一の公告期限が決定される。

(4) 出願人が複合出願に含まれる個々の意匠の公告期間を異なるようにすることを希望する場合は、出願人は、本法に定める手続に基づいて、出願の分割に関する請求を提出し、かつ、各個の分割出願に公告の延期に関する関連請求書を添付する。

第 20 条 出願の方式要件の確認

(1) 特許庁は、出願を受領した日から 3 月以内に当該出願を審査する。出願が第 15 条、第 16 条及び第 18 条の(方式)要件に適合しないか又は部分的に適合するのみの場合は、特許庁は、その旨を書面で出願人に通知し、その際、適合していない点を具体的に示すとともに(不備の更正のための)応答の提出に関する 3 月の期限を定めるものとし、同時に、出願の審査期間の経過を停止する。出願の審査期間の経過は、出願人の応答を受領した日又は応答提出の期間が満了した日に再開する。

(2) 特許庁は、第 15 条(2)1), 2)及び3)にいうすべての書類及び構成要素が提出されているか否か及び国家出願手数料が納付されているか否かを確認し、かつ、第 17 条に基づいて出願日を決定する。出願が当初このような要件に適合しないが、特許庁が定める期間内に、出願人が不備を更正する場合は、当該書類及び構成要素のすべてを特許庁が受領した日が出願日とみなされる。出願人が特許庁の要求の後で当該不備を更正しない場合は、出願は行われなかったものとみなされ、出願人は、その旨の通知を書面で受ける。

(3) 特許庁は、出願が方式要件に適合するか否かを確認するに当たり、国際意匠分類(ロカルノ分類)に基づき、意匠を適用し又は組み込むことが意図されている製品の分類番号を指定する。

(4) 提出された意匠の表示から高品質の複製を作ることが不可能な場合は、特許庁は、複製に適した別の表示を提出するよう出願人に求める。提出される新たな表示には、元の表示では視認することができない意匠の新たな特徴を含めてはならない。特許庁がそのような特徴を確認した場合は、出願人の同意を条件として、後に提出された表示の提出日を出願日とみ

なすことができる。出願人は、出願日の移行に同意しない場合は、複製に適しており、かつ、意匠の新たな特徴を含まない表示を提出しなければならない。

(5) 複合出願が第 16 条(1)の要件に適合しない場合は、特許庁は、当該出願を本法の要件に適合する 2 以上の出願に分割するよう出願人に求める。出願人がこの方法を利用しない場合は、特許庁は、複合出願について定めた枠組みを超えない意匠に関してのみ、当該出願の審査手続を進める。

(6) 意匠の優先権を明記するべき旨の請求が出願に含まれている場合は、特許庁は、出願に明示された情報が第 18 条の要件に適合していることを確認した上で優先日を決定する。出願人が所定の期間内に優先権の承認のために定める要件を満たさなかった場合は、優先権は付与されない。

(7) 出願に他の重大な不備が含まれており、かつ、相応する要求があった後も出願人がこれを更正しなかった場合は、出願は拒絶され、出願人はその旨の通知を書面で受ける。

第 21 条 意匠登録の拒絶に関する決定

(1) 特許庁は、出願の方式要件の確認の過程において提出された意匠が意匠の定義(第 1 条 1)に適合しないこと又は当該意匠が第 9 条(1)に基づいて保護されるべきでないことが明らかになった場合は、意匠登録の拒絶に関する決定を下す。

(2) 特許庁は、決定を下す前に、登録の拒絶予定の理由に関して書面で出願人に通知するものとし、出願人に対し、第 39 条(2)に従って出願を取り下げるか又は修正するか(補正した形で効力を維持する)の判断を 3 月以内に表明する機会を与える。

第 22 条 出願の取下、減縮及び補正

(1) 出願人は、出願処理中の何時でも、出願全体又はそれに含まれている個々の意匠の登録を取り下げる権利を有する。この場合は、既に納付された国家手数料は払い戻されない。

(2) 出願における補正、釈明及び訂正は、意匠の本質を変えず、かつ、意匠を適用し又は組み込むことが意図されている製品の一覧を拡張しない場合にのみ行うことができる。第 39 条(2)の規定に適合するように補正された形での出願の効力の維持も、出願の補正とみなされる。特許庁は、出願処理中の何時でも、補正、釈明及び訂正を要求することができる。

(3) 意匠出願人は、出願に対する補正又は出願中に確認された誤りに関して、特許庁に遅滞なく通知しなければならない。出願に対する補正は、関連する国家手数料の納付後に行うものとする。特許庁が犯した誤りは、手数料なしに訂正する。

(4) 特許庁は、意匠についての権利の承認に関する事件における司法手続の開始の通知、関連事件において効力を生じた裁判所の判決又は司法手続の終了に関する通知を出願書類に添付し、また、効力を生じた裁判所の判決に基づく所有権の変更を考慮に入れる。

(5) 登録の通知が作成された後に特許庁が受領した補正は、登録情報に対する補正とみなされ、第 33 条(2)の規定が当該補正に適用される。

(6) 第 20 条(2)、(5)及び(6)並びに第 21 条(2)にいう場合を除き、出願の登録手続中に、出願人が所定の期間内に特許庁の要求に応答せず又は関連する国家手数料を納付せず、かつ、当該期間の延長を求めなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなされ、出願人は、その旨の通知を書面で受ける。

第 23 条 複合出願の分割

(1) 複合出願は、2 以上の別個の出願に分割し、これらの出願のそれぞれに 1 又は複数の意匠を含めることができる。分割出願は、元の出願の日付及び優先権を維持する。

(2) 出願人は、特許庁が意匠の登録に関して決定を下す前に、自発的に出願の分割を請求することができる。

(3) 出願人は、何れの意匠を元の出願に残すかを請求の際に明示するものとし、出願の内容に関する第 15 条の要件に従って分割出願のそれぞれを作成し、かつ、新出願の提出に関する所定の国家手数料を納付しなければならない。元の出願から分割出願に移される意匠について納付されている追加手数料は、出願人の請求があったときは、当該分割出願に関する所定の国家手数料の総額の一部とするために当該分割出願に充当することができる。出願の分割に関する請求を特許庁が受領した日から 1 月以内に出願人が分割出願に関する所要の書類及び要素を提出せず又は所定の国家手数料を納付しなかった場合は、出願の分割に関する請求は、取り下げられたものとみなされ、出願人は、その旨の通知を書面で受ける。

(4) 分割出願の審査は、第 20 条及び第 21 条に定める手続に基づいて行われる。意匠登録にの決定が下されたときは、意匠の分割に関する請求を取り下げることができない。

第 24 条 意匠登録に関する決定

特許庁は、出願を審査した後、意匠登録に関して決定を下す。特許庁は、複合出願を審査した後、複合出願に含まれる個々の意匠の登録に関して決定を下すことができる。決定は、出願人に書面で通知するものとし、その際、意匠の登録及び公告に関する国家手数料を 3 月以内に納付するよう出願人に求める。

第 25 条 意匠の登録、公告及び証明書の交付

(1) 国家手数料(追加手数料)が納付された場合は、特許庁は、速やかに、登録のための意匠の表示及び意匠に関する情報を作成し、特許庁の公報に公告する。

(2) 意匠の公告を延期するべき旨の出願人の請求を受領し、かつ、関連する国家手数料が納付された場合は、意匠の登録及び公告は延期し、特許庁は、登録及び公告の予定時期を出願人に通知する。

(3) 意匠の国家意匠登録簿への登録は、特許庁の公報での意匠の公告と同時に行う。

(4) 特許庁は、意匠の登録及び公告の後、意匠の所有者に意匠登録証を交付する。当該証明書の様式は内閣が定める。

第 26 条 審判請求の提出

出願審査の結果又は意匠登録に関連する手続の他の段階において下された特許庁の決定に全面的又は部分的に異議がある出願人その他の特許庁の決定の名宛人(意匠の所有者、旧所有者、権原承継人、ライセンサー)は、当該決定の受領日から 3 月以内に、関連する国家手数料を納付した後、証拠で裏付けられた書面による審判請求を特許庁に提出することができる。審判請求の提出は、特許庁の決定の遂行を停止させる。

第 27 条 審判請求手続

(1) 特許庁は、提出された審判請求が立証されていると認める限り、遅滞なく、関連決定を

取り消し又は修正する。

(2) 決定の取消若しくは修正が第三者の権利若しくは法律上の利益に関わる場合又は決定が(1)に規定する手続に基づいて審判請求から 2 週間以内に更正若しくは修正されなかった場合は、特許庁は、当該審判請求を審判部における審理に付託する。

(3) 特許庁が下した決定を取り消し又は修正し、審判請求人がこれに納得する場合は、審判請求人は、審判請求を取り下げるものとする。審判請求のために納付した手数料は、行政手続法に規定する手続に基づいて払い戻される。

(4) 特許庁が下した決定を修正し、審判請求人がこれに納得しない場合は、審判請求人は、当該決定の受領から 3 月以内に特許庁にその旨を通知するものとし、特許庁は、遅滞なく、当該審判請求を審判部における審理に付託する。

(5) 審判請求人は、審判部における審理の前に、提出した審判請求について説明し、補足することができる。

第 28 条 意匠登録に対する異議申立

(1) 意匠の公告から 3 月以内に、関連する国家手数料を納付した上で、当該意匠の登録に対する異議を特許庁に申し立てることができる。異議は書面で申し立てるものとし、その中で異議申立人の主張及び引用した本法の規定を明示する。前記期間の満了後は、異議申立人は、当該異議の最初の法的根拠を変更(拡張)することはできないが、審判部の決定が下される前は、当該異議が依拠する事実を確認(説明)する追加の書類及び物件を提出することができる。

(2) 意匠登録に対する異議は、第 37 条(1)1), 2), 4), 5), 6), 7) 又は 8) の規定に基づいて申し立てることができる。複合登録により登録された個々の意匠については、当該複合登録に含まれる他の意匠とは別個に争うこともできる。

(3) 利害関係人、専門職組合、製造者組合、商人及びサービス提供者並びに消費者の権利を保護し又は競争を監視することを職務とする組織及び機関は、第 37 条(3) 及び(4) の規定に従った上で、意匠登録に対する異議を申し立てることができる。

(4) 審判部は、申し立てられた異議に関して意匠の所有者に通知し、かつ、応答提出のための 3 月の期間を決定する。

(5) (1) に定める期間内に異議が申し立てられない場合は、裁判所に対してのみ意匠登録について上訴することができる。

第 29 条 審判請求及び異議申立の審理

(1) 第 26 条に基づく審判請求及び第 28 条に基づく異議申立は、審判部により審理される。

(2) 審判請求は、特許庁で受領してから 3 月以内に審理しなければならない。特許庁の決定が第 27 条(1)に規定する手続に基づいて修正されたが、審判請求が取り下げられない場合は、当該審判請求は、同条(4)に規定する通知の受領から 2 月以内に審理される。

(3) 異議申立は、争われている意匠の所有者の応答の受領から又は応答の提出のために定める期間の満了から 3 月以内に審理しなければならない。

(4) 特許庁の決定に対する審判請求が審理される審判部の会合には審判請求人又はその代理人が招致されるが、審判部の決定が第三者に関わる場合は、当該第三者又はその代理人も招致される。意匠登録に対する異議申立が審理される審判部の会合には、異議申立人及び争われている意匠の所有者(その代理人)が招致される。利害関係人は、必要な書類及び資料を提

出すること及び口頭説明を行うことができる。

(5) 審判部は、審判請求の全部又は一部の承認又は却下に関して決定を下すものとする。相応する特許庁の決定は、この決定に従って取り消され、修正され又は効力の維持を認められる。意匠登録の拒絶に関する特許庁の決定(第21条(1))に対して審判請求されている場合は、補正された形で(第39条(2))登録された出願に従って意匠を登録すべき旨又は登録拒絶に関する決定の効力を維持すべき旨を宣言することができる。当該審判請求に関連する事件において新たな事実が明らかになった場合は、審判部は、当該出願を再審理する決定を下すことができる。

(6) 審判部は、異議申立の全部又は一部の承認又はその拒絶に関して決定を下す。更に、この決定に従って、争われている意匠登録が登録日から無効である旨、補正された形で(第39条(2))有効である旨又は補正なしで有効である旨を宣言することができる。

(7) 審判部は、他人の立会いなしに決定を下す。決定の主要部分は会合の最後に発表するが、1月以内に、証拠で裏付けられた決定書を(4)にいう者に送付する。事件関係人の何れかが審判部の決定に納得しない場合は、当該人は、当該決定の正謄本を受領してから6月以内に、当該決定について裁判所に上訴することができる。

(8) 裁判所への申請の提出は、審判部の決定の遂行を停止させる。

(9) 審判部の決定に関して申請が行われたか否かに拘らず、利害関係人は、所定の手続に基づき、登録意匠について裁判所で争うことができる。当該主張が審判部の決定に関する行政問題が審理される前に提起された場合は、当該主張について司法的判断が下されるまで行政手続が停止される。

第30条 登録の分割

(1) 複合登録は、2以上の個別の登録に分割することができる。その際、元の登録に含まれていた意匠をこれら個別の登録の間で分割する。分割登録は、元の登録の出願日及び優先権を維持する。

(2) 登録の分割請求は、第28条(1)に規定する異議申立のための期間(異議申立期間)の満了後にのみ提出することができる。

(3) 登録の分割請求を提出するに当たり、意匠所有者は、何れの意匠を元の登録に維持し、何れの意匠を分割登録に含めるかを明示するとともに、各分割登録について、意匠の登録及び公告に関する国家手数料を納付しなければならない。

(4) 特許庁が登録の分割請求を受領した日から1月以内に所定の国家手数料が納付されなかった場合は、請求は、取り下げられたものとみなされ、意匠所有者は、その旨の通知を書面で受ける。

(5) 特許庁は、速やかに、分割登録及び元の登録に関する補正を登録簿に記入し、関連する通知を特許庁の公報に公告し、また、第25条(4)及び第33条(2)に基づいて分割登録に関する登録証を交付し、元の登録の証明書を補足する。

(6) 分割登録に関する情報が登録及び公告のために作成されたときは、登録の分割請求は、取り下げることができない。

第31条 意匠登録の有効期間及び登録更新

(1) 意匠登録は、出願日から起算して5年間有効とする。この期間が満了したときは、登録

は、意匠保護の最長期間—出願日から 25 年—に達するまで 5 年間ずつ更新することができる。

(2) 意匠所有者は、登録の有効期間の満了前 1 年以内に登録更新に関する申請を行うものとし、その際、関連する国家手数料を納付する。特許庁は、パリ条約第 5 条の 2 に従い、登録の有効期間の満了から 6 月以内に登録を更新する。この場合は、追加の手数料が納付されなければならない。

(3) 登録更新は、複合登録に含まれる各意匠に適用されるとは限らない。登録更新が適用される意匠は、申請の中で明示しなければならない。

(4) 特許庁は、意匠登録更新に関する情報を登録簿に記入し、登録更新に関する告示を特許庁の公報に公告し、かつ、これを意匠登録証に添付する目的で意匠所有者に送付する。更新された意匠登録は、前の有効期間の満了の翌日に効力を生じる。

第 32 条 特定された期間の延長及び更新

(1) 特許庁及び審判部は、それぞれ、第 18 条(1)、(2)及び(5)、第 19 条(1)、第 28 条(1)、第 29 条(7)並びに第 31 条に定める期間を除き、意匠の登録手続に関する規定に規定する期間を 3 月以内の特定の期間延長することができる。ただし、特許庁がその旨の請求を関連する期間の満了前に受領すること及び当該期間延長に関する国家手数料が納付されることを条件とする。

(2) (1)に規定する期間が満了した場合において、当該期間の満了から 6 月以内に特許庁が関連する請求を受領し、所定の期間を守れなかったことの正当な理由が確認され、かつ、期間更新に関する国家手数料が納付されたときは、当該期間は、更新することができる。

第 33 条 国家意匠登録簿に含めるべき情報

(1) 特許庁は、国家意匠登録簿(以下「登録簿」)を備えておく。意匠に関する情報(意匠の表示)、意匠創作者に関する情報(言及される権利の意匠創作者による放棄に関する陳述書が出願に含まれている場合を除く)、意匠所有者及びその代理人(選任されている場合)、出願日、優先権に関する情報(優先権が付与されている場合)、登録日及び公告日、意匠を適用し又は組み込むことが意図されている製品の指定並びに本法又はその他の法及び規則に規定するその他の情報を登録簿に含める。

(2) 意匠所有者は、意匠登録に関する情報の補正若しくは当該情報で確認された誤り、所有者の名称の変更、代理人の変更、意匠創作者に関する情報についての釈明、これらの者の宛先の修正に関して又は第 39 条(2)に基づいて排他権を否認することにより補正された形で意匠の効力を維持する希望に関して、遅滞なく、特許庁に通知しなければならない。所定の国家手数料が納付された場合は、特許庁は、許容し得る補正を登録簿に施し、施した補正に関する告示を特許庁の公報に公告し、これを意匠登録証に添付する目的で意匠所有者に送付する。特許庁が犯した誤りは、無料で訂正する。

(3) 特許庁は、登録意匠に関連する事件における司法手続の開始に関する情報(それについて相応する通知を受領した場合)、相応する事件において効力を生じた裁判所の判決又は司法手続の終了に関する告示を登録簿に記入する。意匠登録が無効又は一部無効を宣言された場合は、効力を有している審判部の決定又は裁判所の判決も登録書類に添付する。

第 34 条 出願及び登録簿に含まれる情報の公衆による閲覧

(1) 意匠の登録及び公告の前は、出願書類及び資料は、出願人の書面による同意を得た場合にのみ第三者の利用に供される。

(2) 利害関係人が、当該意匠の登録から生じる権利が同人の権利又は義務に関わる可能性があることを示す情報を提示した場合は、特許庁は、意匠出願人の同意なしに、出願及び登録事件の書類及び資料の閲覧を許可することができる。当該情報は、意匠の出願人又は所有者が当該利害関係人に対して自己の権利を行使するために措置を取ること又は当該利害関係人が第 10 条(1)、(2)又は(3)に基づいて当該意匠についての権利を有することを証明するものでもなければならない。

(3) 意匠の登録及び公告後においては、当該事件の書類及び資料は、関連する請求を行った者の利用に供される。

(4) 特許庁は、(1)、(2)及び(3)に基づいて出願及び登録事件について閲覧を許可するに当たり、開示することにより意匠の出願人又は所有者の法律上の利益が害される虞がある個々の書類及び資料の閲覧を拒絶することができる。ただし、出願人又は所有者自身が直接当該書類及び資料の閲覧を許可した場合はこの限りでない。ある事件に関する特許庁の内部書類、決定案及びその準備資料は、閲覧制限情報とみなされる。

(5) 登録簿の記入事項は、その公告後は、第 33 条(1)に規定する範囲で、すべての者の利用に供される。

(6) 特許庁は、登録簿に含まれる情報の抄本並びに書類及び資料の写しを交付することができる。ただし、当該情報の受領に関する国家手数料が納付されていることを条件とする。

第 35 条 国家手数料

本法に規定する場合には国家手数料が納付されなければならない。国家手数料の額は、内閣が決定する。

第 V 章 意匠登録の無効及び登録簿からの排除

第 36 条 意匠所有者の発意による意匠の登録簿からの抹消

(1) 意匠所有者は、登録の有効期間が満了する前に意匠の登録簿からの抹消を請求することができる。特許庁が関連する請求を受領し、国家手数料が納付された場合は、意匠は、請求の受領日以後の所有者が指定した日に抹消する。特許庁は、登録簿に相応する記入を行い、その告示を、特許庁の公報に公告するとともに意匠所有者に送付する。

(2) 複合登録の場合は、登録の有効期間満了前の個々の意匠の登録簿からの抹消に関する請求は、第 33 条(2)に定める手続に基づく登録情報の補正として審査される。

(3) 有効なライセンス許諾契約又は意匠登録に基づくその他の権利に関する情報が登録簿に含まれている場合は、意匠は、ライセンシー又は前記の権利の取得人の書面による同意に基づいてのみ、登録の有効期間満了前に登録簿から抹消することができる。

(4) ある者が意匠についての権利の承認に関して訴訟を提起し、特許庁にその旨を通知した場合は、登録の有効期間満了前の意匠の登録簿からの抹消は、裁判所において当該事件に関する司法的判断が下されるまで延期される。

第 37 条 意匠登録の無効の理由

(1) 意匠登録は、次の何れかの場合に無効を宣言される。

1) 登録出願の対象が第 1 条 1)に定める意匠の定義に適合しない場合

2) 意匠が本法第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条又は第 9 条の要件に適合しない場合

3) 意匠登録出願を行った者(意匠出願人)又は登録意匠の所有者が第 10 条(1)、(2)又は(3)に従って当該意匠についての権利を有していない場合

4) 当該意匠が、本法に定める意匠登録に関する手続又は国際意匠登録の手続に基づいて先の出願日又は先の優先権が決定されているが、当該意匠の登録出願日又は優先日の後に公衆に開示された意匠と抵触する場合

5) 識別性を確保する標識—商標、商号、人の名称、肖像又は他の類似の標識—が意匠に使用されており、その所有者又は対応する人格権の主体が法及び規則に定める要件に従って当該使用を禁止することができる場合

6) 著作権により保護された作品が当該意匠に不法に使用されている場合

7) パリ条約第 6 条の 3 に規定する標識の何れかが当該意匠に含まれ又は当該意匠において模倣されている場合。パリ同盟の加盟国の紋章又は旗章、当該国の品質証明、規制又は保証に関する公の標識、国際組織の紋章又は旗、国際組織の名称又は略称については、当該標識の当該意匠における使用は不当である旨、不適切である旨又はパリ条約第 6 条の 3 の規定に適合しない旨を宣言することができる。

8) パリ条約第 6 条の 3 が適用されない標識であるが、ラトビア又は他の国において特別な社会的意味を有するもの(紋章、国の賞牌、公の機関の記章、象徴の価値が高いその他の標識又は標章、宗教上のシンボル)が当該意匠に含まれ又は当該意匠において模倣されている場合

(2) 第 10 条(1)、(2)又は(3)に従って意匠についての権利を有する者のみが本条(1)3)に規定する正当化根拠を援用することができる。

(3) 関連する先の権利に関する出願人又は当該権利の所有者のみが(1)4)、5)又は 6)に規定する正当化根拠を援用することができる。

(4) 言及された標識を使用し若しくは当該使用を管理する権利を有する者若しくは機関又はある意匠における当該標識の使用がその権利若しくは法律上の利益に関わる者若しくは機関は、(1)7)又は8)を援用することができる。

第38条 意匠登録の全面的又は部分的無効

(1) 裁判所は、第37条(1)の規定に基づいて、意匠登録を無効と宣言することができる。

(2) 何人も、また、専門職組合、製造者組合、商人、サービス提供者及び消費者の権利を保護すること又は競争を監視することを職務とする組織及び機関は、第37条(2)、(3)及び(4)の規定に従った上で、意匠登録の無効に関する請求を行うことができる。

(3) 意匠登録の無効に関する請求は、当該意匠登録の全有効期間を通じて行うことができる。意匠登録は、請求の提出又は審理の時点で登録の有効期間が既に満了しているか又は所有者の発意により当該意匠が登録簿から抹消されている場合にも、有効でなかった旨を宣言することができる。

(4) 意匠登録の無効に関する請求は、複合登録に含まれる個々の意匠についても、残りの意匠とは無関係に行うことができる。

(5) 第39条(2)に基づき、登録の無効に関する正当化根拠が意匠の個々の特徴についてのみ確認され、かつ、これらの特徴なしでも当該意匠が意匠保護の前提条件に適合し、その本質が変化しないことを確認することができた場合は、当該意匠は、部分的に無効を宣言され、登録は、補正された形で有効性を保つことを認められる。

(6) 裁判所に提起した訴訟に勝訴した者は、裁判所の判決の正謄本を特許庁に提出しなければならない。特許庁は、登録簿に関連する記入を行い、意匠登録の無効又は部分的無効に関する告示を特許庁の公報に公告する。

第39条 意匠登録の無効の結果

(1) 意匠登録は、その登録の日から無効を宣言する。この規定は、関連意匠に関する違反事件において効力を生じた裁判所の判決及び意匠登録が無効とされる前に締結された民法が適用される契約(履行された場合に限る)には適用しない。

(2) 意匠登録が第37条(1)2)、5)、6)、7)又は8)に基づいて無効と宣言された場合は、当該意匠は、補正された形で登録すること又は効力を維持することができる。ただし、当該意匠が補正された形で意匠の法的保護の前提条件に適合し、かつ、当該意匠の本質が変化しない場合に限る。登録は、意匠所有者による排他的権利の部分的否認(権利の部分放棄)又は意匠の部分的無効を宣言した特許庁若しくは審判部の決定若しくは裁判所の決定に基づく権利の部分的排除に関する指定を添付することにより、補正された形で効力を維持することができる。

第40条 登録有効期間の満了後における意匠の登録簿からの抹消

(1) 意匠登録の通常の5年の有効期間が満了したにも拘らず第31条に定める手続に基づいて登録が更新されなかった場合又は意匠登録の25年の最終的有效期間が満了した場合は、特許庁は、当該意匠を登録簿から抹消する。

(2) (1)に定める場合において、意匠は、意匠登録の有効期間の満了の翌日に登録簿から抹消される。特許庁は、関連する告示を特許庁の公報に公告し、これを意匠所有者に送付する。

第VI章 意匠の使用

第41条 意匠に関する所有権の本質

- (1) 登録又は登録出願に基づく意匠についての権利は、民法にいう動産権と同一の法的権利に該当するが、財産請求権の対象とはならない。
- (2) 複合出願又は複合登録に含まれる意匠は、ライセンス許諾契約に含めることによっても移転することができ又は他の方法により、相互に無関係に、民法が適用される移動に含めることができる。
- (3) 意匠の他人への移転(第42条)及びライセンスの発行(第43条)は、以前第三者に発行されたライセンスには影響を及ぼさない。ただし、ある者が意匠についての権利の承認に関して裁判所に訴訟を提起した場合は、同人は、以前付与されたライセンス及び当該意匠の抵当権等を無効と宣言するよう請求することもできる。ただし、これらが権原承継人に適用されないか又は不当な義務を課さない場合に限る。
- (4) 国内手続きにより特許庁に登録された意匠は、商業誓約法にしたがって質権を設定できる。特許庁は、質権者からの通知により当該質権を登録する。登録内容は意匠権者に通知され、公報に公告される。

第42条 意匠の他人への移転

- (1) 意匠の所有者は、当該意匠を使用している事業若しくはその一部とともに又は当該事業とは無関係に、意匠の所有権を他人に移転することができる。
- (2) 特許庁は、関連する申請があった後の意匠の登録所有者の変更に関する情報、権利の承継を証明する書類及び国家手数料が納付されたことを証明する書類を登録簿に含め、かつ、特許庁の公報に公告するとともに、登録簿に行った記入に関する通知を所有者に送付する。
- (3) ある意匠の所有者として登録簿に記入された者は、当該意匠の所有者とみなされる。権原承継人は、登録簿に所有者の変更が記入される前に当該意匠の登録から生じる権利を行使することはできない。
- (4) 意匠の所有権の他人への移転が複合登録に含まれているすべての意匠には及ばない場合は、特許庁は、必要な変更を施して第30条を適用し、かつ、所有者が変更した意匠に関して新たな登録を行うことにより、当該複合登録を分割する。
- (5) 特許庁が意匠登録に関して決定を下す前に出願が他人に移転された場合は、特許庁は、関連する申請、権利の承継を証明する書類及び所定の国家手数料の納付を証明する書類を受領した上で、出願人の変更を第22条にいう出願の補正として考慮し、新たな出願人に関して出願の審査を継続する。
- (6) (4)に規定する手続は、必要な変更を施した上で、複合出願にも適用され、当該複合出願の移転(出願人の変更)が当該複合出願に含まれているすべての意匠には及ばない場合は、第23条が当該複合出願の分割に適用される。

第43条 意匠のライセンス許諾契約

- (1) 意匠の所有者は、ライセンス許諾契約に従い、当該意匠を使用する権利を全面的又は部分的に他人に付与する権利を有する。ライセンスの内容(排他的ライセンスであるか又は非排

他のライセンスであるか)に応じ、意匠を使用する権利を付与する者(ライセンサー)及び当該権利を受領する者(ライセンシー)は、一定の権利及び義務を引き受ける。

(2) ライセンシーがライセンス許諾契約に規定する規定に基づいて意匠を使用する排他権を取得する場合は、ライセンスは、排他的ライセンスと認められるが、ライセンサーは、当該意匠を使用する権利を維持する。ただし、この権利がライセンシーに移転されていない場合に限る。

(3) 意匠を使用する権利を他人に付与する際に、当該意匠を使用する権利及び当該意匠の使用に関するライセンスを第三者に付与する権利をライセンサーが維持する場合は、当該ライセンスは、非排他的ライセンスと認められる。ライセンス許諾契約において、当該ライセンスが排他的ライセンスであるか又は非排他的ライセンスであるかが明示されていない場合は、当該ライセンスは、非排他的ライセンスとみなされる。

(4) 意匠所有者は、次の事項の何れかに関してライセンス許諾契約の規定に違反したライセンシーに対して排他権を行使することができる。

- 1) ライセンスの有効期間
- 2) 当該意匠を使用することが認められている形態
- 3) ライセンス付与の対象である製品
- 4) 当該意匠を使用することが認められている地域
- 5) ライセンシーの製品の品質

(5) 付与されたライセンスは、第三者に移転してはならず、また、ライセンシーは、ライセンス許諾契約に別段の規定がない限り、サブライセンスを付与することはできない。

(6) 特許庁は、登録意匠に関するライセンス許諾契約についての情報を、関連する申請、契約当事者の権利及びライセンスを受けた権利を証明する書類及び所定の国家手数料が納付されたことを証明する書類の受領後に、登録簿に含め、かつ、特許庁の公報に公告するとともに、登録簿に行った記入に関する通知を当事者に送付する。

(7) ライセンス許諾契約の有効期間の満了及び当該契約の規定の修正に関する情報は、関連する通知を受領した後登録簿に記入される。当該情報を証明する書類及び国家手数料の納付を証明する書類が当該通知に添付されなければならない。

(8) ライセンス許諾契約に関する情報が登録簿に記入されなかったか若しくは公告されなかったとしても、ライセンシーが製品、包装若しくは広告に当該ライセンスに適合した意匠の使用に関する表示をしなかったとしても又は当該表示が不正確であったとしても、ライセンシーは、当該意匠についての侵害に関して訴訟を提起すること及びライセンスを受けている意匠の不法使用に関連してライセンシーに生じた損害に対する補償を受けることを妨げられない。

第44条 オープンライセンス

意匠所有者は、特許庁に対し、当該意匠を使用する権利を如何なる利害関係人にも付与する用意があることを公告するべき旨を通知することができる(オープンライセンス)。意匠出願人も、出願と同時に又は出願の審査の間に当該通知を行うことができる。その後の手続について定められた国家手数料は、通知を行った日から、50%減額される。オープンライセンスが取り下げられた場合は、国家手数料は、全額納付しなければならない。オープンライセンスの使用に関する規定についての紛争は、裁判所により解決される。

第 VII 章 意匠に関連する権利の保護

第 45 条 意匠創作者の人格権の保護

(1) ある者が正当な根拠なしに意匠創作者の創作者としての地位を侵害し又はその他の態様で意匠創作者の人格権(第 11 条)を侵害した場合は、意匠創作者は、民法、その他の法及び規則の規定に基づいて裁判所に提訴する権利を有する。

(2) 責めを負う者は、法律に規定する場合において刑事責任を課される。

第 46 条 意匠についての権利の承認

(1) 第 10 条(1)、(2)又は(3)に基づいて意匠についての権利及び関連する証拠を有する者は、意匠登録出願又は意匠についての自己の権利を承認させるための訴訟を裁判所に提起することができる。ただし、当該権利を有していない者が意匠登録を出願した場合又はそのような者のために既に登録が行われている場合に限る。

(2) ある者が第 10 条(2)に基づいて他人とともに意匠についての共同の権利を有し、かつ、この権利が認められていない場合は、当該人は、本条(1)に定める手続に基づいて、他人とともに当該意匠の所有者として承認されるよう請求することができる。

(3) (1)及び(2)に規定する権利は、意匠の登録に関連して当該意匠が公報に公告された日から 3 年以内に行使しなければならない。この期間制限は、意匠登録を出願した者又は所有者として登録簿に記入されている者が当該意匠の登録が出願された期間中に悪意で行動した場合又は当該意匠の所有権がそのような者に移転された場合は、適用されない。

(4) 複合出願又は複合登録の場合において、権利の承認に関する請求は、個々の又は複数の意匠をも、残りの意匠とは無関係に対象とすることができる。

(5) 意匠についての権利の承認に関して訴訟を裁判所に提起した者は、遅滞なく、その旨を特許庁に通知しなければならない。意匠登録の公報における公告又はその他の意匠の公開の前に訴訟が提起された場合は、特許庁、裁判所及び当該事件の関係人は、意匠の本質に関する必要な秘密を守らなければならない。

(6) ある者が裁判所に提起した訴訟に勝訴した場合は、当該人は、裁判所の判決の正謄本を特許庁に提出しなければならない。また、特許庁は、出願の審査において所有権の変更及び効力を生じた判決から生じるその他の事実を考慮に入れ又は意匠登録が既に行われていたときは、当該変更を登録簿に記入するとともに関連する告示を特許庁の公報に公告しなければならない。

(7) 本条の規定は、意匠についての自己の権利を認められていなかった者が、その権利の保護のために法及び規則に規定するその他の法的手段を行使することを妨げるものではない。

第 47 条 警告標章

(1) 登録意匠の所有者及びライセンシーは、当該意匠が適用され又は組み込まれている製品に、警告標章(標識)－丸で囲んだ D の文字－又は意匠登録について警告する文言を付する権利を有する。警告標章には意匠所有者の名称又は標識を含めることができ、また、登録日又は出願日を表示することができる。

(2) 警告標識は、意匠の保護が及ばない又はもはや及んでいない製品に付してはならない。

この条件が守られなかった場合は、不正競争に関する法及び規則の規定が適用される。

第 48 条 意匠の不法使用

- (1) 意匠所有者の排他権の侵害、すなわち、所有者の許可のない意匠の使用(第 12 条(2))は、それが意匠登録の有効期間内に生じた場合は、意匠の不法使用とみなされる。
- (2) ある行為が意匠所有者の排他権の侵害に該当するか否かを決定するに際しては、その外観が登録意匠の法的保護の対象となる製品を用いた活動(第 8 条)、排他権の制限に関する本法の規定(第 13 条)及び本法に規定する先使用权(第 14 条)を考慮に入れる。
- (3) ある者が自ら又は他人(仲介人)の助力を得て意匠の不法使用の準備とみなされる措置を取ったために意匠所有者の排他権が侵害されている可能性があり又はまもなく侵害される(侵害の虞)場合も、当該人を被告として意匠の不法使用に関する訴訟を裁判所に提起することができる。
- (4) 意匠の所有者又は権原承継人は、当該意匠の不法使用に関する訴訟を裁判所に提起することができる。ライセンシーは、意匠所有者の同意を条件として、当該意匠の不法使用に関する訴訟を独立して提起することができる。訴訟を提起する権利がライセンス許諾契約の中で付与されている場合又はライセンシーが意匠所有者に対し訴訟を提起するよう書面で求めたにも拘らず意匠所有者がそうしない場合は、意匠所有者の同意を必要としない。意匠の何れのライセンシーも、事件に関与し、ライセンスを受けている意匠の不法使用に関連して被った損害に対する補償を求めることができる。
- (5) 意匠の不法使用に関する訴訟が提起されている者は、第 38 条の規定に基づいて、意匠登録の無効を求める反訴を提起することができる。この場合は、意匠登録が無効を宣言されないときにのみ、意匠に関して侵害を判定することができる。
- (6) 意匠の不法使用に関する訴訟においては、著作権法、不正競争に関する法及び規則又はその他の法及び規則の規定によっても立証することができる。

第 48-1 条 損害及び精神的被害に関する補償の額の特定のための手続

- (1) ある者の過失のために意匠の不法使用が行われた場合は、第 48 条(4)にいう権利の所有者は、生じた損害及び精神的被害に関する補償を請求することができる。
- (2) 損害及び精神的被害に関する補償の額は、民法に基づいて決定する。補償の額を決定するに際しては、意匠を不法に使用した者が不正に取得した利益を考慮に入れることができる。
- (3) (2)に基づいて損害に関する実際の補償の額を特定することができない場合は、補償の額は、意匠を使用する権利をライセンシーに移転したならば意匠所有者が受領したであろう額と等しいものとする。

第 49 条 紛争の管轄権

- (1) リガのヴィゼメ州裁判所は、第一審裁判所として意匠の法的保護に関連する次の紛争を審理する。
 - 1) 意匠についての権利の承認に関するもの
 - 2) 意匠登録の無効に関するもの
 - 3) 意匠の不法使用(意匠に関する侵害)に関するもの
 - 4) ライセンスの付与、ライセンス許諾契約の規定又はその履行に関するもの

(2) 他の紛争の管轄権は，民事訴訟法の規定により決定する。

第 50 条 訴訟提起に関する期間

意匠に関する紛争において，裁判所に訴訟を提起することができる期間は，ある者が自己の権利が侵害されていることに気付いた又は気付くべきであった時から 3 年とする。

第 VIII 章 意匠の国際登録

第 51 条 国際登録出願及び登録に関連する手続

(1) 国際登録に関する規定に従って国際意匠登録を出願することができる者は、特許庁の仲介を経ることなく、直接、国際事務局に国際登録出願を行うものとする。国際登録出願は、意匠の保護に関する前提条件(第 1 条 1)、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 9 条)に従った上で、ラトビアにも適用することができる。

(2) 特許庁は、国際登録に関する規定に従い、ラトビアに適用される国際意匠登録を審査し、当該国際登録意匠の本質を第 21 条(1)に定めるところにより判断する。

(3) 特許庁は、国際登録に関する規定に定める手続に基づき、かつ、所定の期間内に、意匠の保護を全面的若しくは部分的に拒絶する旨の特許庁の決定(第 52 条(5))に関して又は法的効力を生じた審判部の決定若しくは当該国際登録をラトビアにおいて全面的若しくは部分的に無効とする裁判所の判決に関して、国際事務局に通知する。

第 52 条 国際登録のラトビアにおける有効性

(1) 所定の手続に基づいてラトビアにおいて効力を生じた国際意匠登録は、本法に規定する手続に基づいて登録簿に記入された(国内登録手続に基づいて登録された)意匠登録と同じ法的効果を有する。

(2) 国際意匠登録は、所定の手続に基づいてラトビアにおいて意匠の保護が全て又は一部拒絶された限りにおいて、効力を生じなかつたとみなされる。

(3) 国際登録された意匠のラトビアにおける優先権は、意匠がラトビアについて国際的に登録された日で決定するが、国際登録に関して優先権がより先の意匠出願日で承認された場合は、当該より先の出願日で決定する。

(4) ラトビアにおける国際意匠登録の効力発生に対する第 28 条に規定する異議は、その国際登録がラトビアに適用される意匠が国際意匠登録の公報に公告された日から 3 月の期間内に申し立てなければならない。

(5) 国際登録が第 21 条(1)に基づいて拒絶される場合又は当該登録に対する異議が申し立てられた場合は、特許庁は、当該国際登録の保護の全面的又は部分的な拒絶に関する決定を下す(当初の拒絶)。国際登録の所有者は、この拒絶の受領から 3 月の期間内に、第 26 条に規定するところにより審判請求をすることができる(異議申立に対する応答)。

(6) 審判部における審判請求及び異議申立の審理は、国際意匠登録に関する規定に別段の定めがない限り、第 29 条に基づいて行う。

(7) ラトビアにおける国際意匠登録が国際登録に関する規定に定める手続に基づいて更新される場合は、第 31 条(1)に定める最長の有効期間が当該登録の有効性について適用される。

経過規定

1. 本法の施行に伴い、憲法(2004年No.13)第81条に基づいて制定された内閣規則No.252－意匠に関する規則－を廃止する。
2. 2004年4月15日から4月30日までに特許庁に出願された意匠の新規性及び独自性の判定に当たり、意匠がラトビア若しくは外国における公開刊行物又はラトビアにおける公開使用を通じて知られることがなかった場合は、当該意匠は開示されなかったとみなされる。
3. 第III章は、工業意匠の国際登録に関する1925年11月6日のヘーグ協定のジュネーヴ法(ジュネーヴ、1999年7月2日)がラトビアにおいて効力を生じる日から適用する。
4. 国際意匠分類(ロカルノ分類)の同一類に係る意匠のみを複合出願に含めることを認める第16条(1)は、意匠の国際分類を定める1968年10月8日のロカルノ協定がラトビアにおいて効力を生じる日から適用する。
5. 本法が施行される前に特許庁に出願された意匠については、意匠出願が行われた日に効力を有した意匠特許の交付又は意匠登録に関する手続、特許性に関する規定又は法的保護の前提条件及び法的保護に対する異論に関する規定を適用する。
6. 効力を有する法及び規則に基づいて特許が交付された又は特許庁において登録された意匠であって本法施行の日に有効であるものは、本法の規定に基づいて使用し、かつ、保護を受けるものとする。当該意匠の法的保護、特許から生じる権利及び排他権の範囲は、関連する出願の出願時に効力を有する法令に基づき出願の一部とみなされる表示及び見本を考慮に入れて、本法に定める意匠の法的保護及び権利の範囲に等しいものとする。
7. 本法施行の日に有効な意匠特許の有効期間又は本法施行前6月以内に満了した意匠特許の有効期間は、必要な変更を施した上で第31条に定める手続を適用して、本法に定める25年の期間に達するまで延長することができる。

欧州連合の指令についての参考情報

次の指令に含まれる法的規範を本法に取り入れた。

- 1) 意匠の法的保護に関する1998年10月13日の欧州議会及び理事会の指令98/71/EC
 - 2) 知的所有権の執行に関する2004年4月29日の欧州議会及び理事会の指令2004/48/EC
- 本法は、公布の翌日から施行する。

本法は、2004年10月28日に議会により採択された。